

☆☆ 平成 27 年度の労働保険年度更新手続きのお知らせ ☆☆

— 年度更新手続きは6月1日から7月10日までの間に —

今年も労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きの季節になりました。期間内の手続きと期限内の保険料の納付にご協力ください。

申告書はあらかじめご記入上、ご提出ください。

社員のため。会社のため。

みんなの安心、労働保険。働くよろこび、労働保険。

◆ 年度更新申告書は、5月末頃送付する予定です。◆ 口座振替による納付が便利です。

《労働保険年度更新申告書集合受付日程》

- 6月10日（水）14：00～16：30 天城町中央公民館（天城町天城 430）
- 6月11日（木）9：30～12：00 徳之島合同庁舎（国）（徳之島町亀津 553-1）
- 6月12日（金）9：30～12：00 徳之島交流ひろば ほーらい館（伊仙町伊仙 2575-2）
- 6月17日（水）13：00～16：00 せとうち物産館（瀬戸内町古仁屋船津 38）
- 6月18日（木）9：00～16：00 奄美文化センター（奄美市名瀬長浜町 517）
- 6月19日（金）9：00～12：00 奄美文化センター（奄美市名瀬長浜長 517）
- 6月24日（水）15：00～17：00 知名町中央公民館（知名町知名 411）
- 6月25日（木）9：00～12：00 和泊町商工会（和泊町和泊 1225）
- 6月30日（火）14：30～17：00 与論町中央公民館（与論町茶花 1015）
- 7月7日（火）9：00～12：00 喜界町中央公民館（喜界町赤連 18-2）

【労働保険年度更新に関するお問い合わせは、名瀬監督署労災課（Tel.0997-52-0574）まで】

☆☆ 梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について ☆☆

5月に入り、奄美地方が梅雨入りしました。例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、また、これらの災害に伴う災害復旧工事等も行われることなどから、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生が懸念されます。関係者においては、「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」の周知や現場パトロールの実施など、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期す取組みをお願いします。

《土砂崩壊等による労働災害防止重点事項》

- 1 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 2 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。
なお、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。
- 3 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事の施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講じること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講じること。

☆☆ 平成 27 年全国安全週間の実施について ☆☆

— 危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場 —

今年のスローガンです。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。この間、労働災害防止のため、労使協調し、労働災害防止対策が展開されてきました。7月1日～7日を週間期間とし、6月1日～30日を準備期間としています。それぞれの職場で労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。（<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>）

職場のあんぜんサイト

（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）

- 労働災害統計
- 災害事例
- 免許・技能講習
- リスクアセスメントの実施支援システム
- 化学物質

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html）に掲載しています。

労基署
だより

第 89 号
H27.5.15

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

（<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）



鹿児島県の最低賃金は

>>1時間 678円

（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html）

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。

0120-811-610

（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000/0035v78-att/2r9852000/035v8p_1_2_1.pdf）

労働基準関係法令
各種様式集

（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html）

あんぜんプロジェクト
（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>）

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。